

令和4年度指導監査結果に係る改善措置について

令和5年3月30日付け福指第34-11号により通知のあった指導監査の実施結果に対して、下記のとおり改善措置を定めたので報告します。

記

1 指導監査対象区分及び改善措置を要する事項（文書指摘事項）	2 改善措置の具体的な内容	3 改善措置実施（予定）時期
<p>文書指摘事項</p> <p>1 法人運営 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていることが書面・議事録等で確認できない。理事会が評議員会に監事選任の議案を提出する際は、監事の過半数の同意を書面等で得ること。【社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項】（令和元年度から継続指導）</p> <p>2 事業 なし</p> <p>3 管理 （1）給食業務委託契約の更新について、理事会に諮ることなく自動更新されている。理事長専決金額を超える契約については、事前に理事会の承認を得ること。【定款第25条、定款細則第4条第2項】</p>	<p>文書指摘事項</p> <p>1 法人運営 令和5年度、定時評議員会までに別紙1にて同意を得ることとする。 添付資料参照別紙1</p> <p>2 事業 なし</p> <p>3 管理 （1）令和4年3月第3回理事会にて承認済み議事録参照 添付資料参照別紙2</p>	<p>令和5年6月実施 予定</p> <p>令和5年3月20日実施</p>